

## 喬木村高齢者ハンドル形電動車いす購入費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ハンドル形電動車いす(以下「シニアカー」という。)の購入費用の一部に対し、喬木村補助金等交付規則(昭和45年9月5日規則第14号)及びこの要綱に基づき補助を行い、高齢者の外出する際の利便を図り、高齢者が自立した生活を営むことができることを目的とする。

### (補助の対象者)

第2条 この要綱において補助の対象となる者は、在宅で村内に住所を有する65歳以上の高齢者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) シニアカーがないと一人で買い物・公共交通機関の利用などの外出が困難な者
- (2) この要綱の他にシニアカーの購入に関する補助を受けていない者
- (3) 申請を行う日(以下「申請日」という。)において喬木村内に1年以上住所を有する者

### (補助対象のシニアカー)

第3条 この要綱において補助の対象となるシニアカーは日本工業規格(JIS) T9208に該当するものとする。

### (補助金の額等)

第4条 補助金の交付額は、シニアカーの購入に要する費用の6分の1以内とし、50,000円を限度とする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 補助の対象となる台数は、一世帯あたり1台限りとする。

### (交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)はシニアカー購入の前に、喬木村高齢者ハンドル形電動車いす購入費補助申請書(様式第1号)に見積書及びカタログ等を添付の上、村長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第6条 村長は、前条に規定する申請を受けた場合においては、その内容を審査し、補助の可否を決定し、その旨を喬木村高齢者ハンドル形電動車いす購入費助成決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により決定通知を受けた申請者は、喬木村高齢者ハンドル形電動車いす購入費助成金請求書(様式第3号)にハンドル形電動車いす納品証明書(様式第4号)及び領収書を添付し、村長に補助金の請求をするものとする。

(補助金の交付)

第8条 村長は、前条の規定による補助金の交付の請求を受けた場合においては、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(補助金の返還)

第9条 村長は、偽り、その他不正な行為により補助金を受けた者があるときは、その者から当該補助金を返還させることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。